

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>十八の二 確認書 法第二十四条の四の二第一項(法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する確認書をいう。</p> <p>十八の三 四半期報告書 法第二十四条の四の七第一項(法第二十条七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する四半期報告書をいう。</p> <p>十九〇二十一 (略)</p> <p>二十一の二 四半期連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第一条に規定する四半期連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十九〇二十一 (略)</p> <p>(新設)</p>

二十一の二の二 四半期財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第 号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の三 中間連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三 連結子会社 連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四 連結会社 連結財務諸表規則第五条第五号に規定する連結会社をいう。

二十二 (略)

二十二の二 四半期会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。

二十二の三 四半期連結会計期間 四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の四 中間連結会計期間 中間連結財務諸表規則第三条第二

(新設)

二十一の二 中間連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三 連結子会社 連結財務諸表規則第三条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の四 連結会社 連結財務諸表規則第四条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十三～二十七の四 (略)

二十七の五 関連当事者 財務諸表等規則第八条第十七項に規定する関連当事者をいう。

二十八～三十一 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。 )として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。 )に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ～ヘ (略)

(削る)

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

二十三～二十七の四 (略)

二十七の五 関連当事者 財務諸表等規則第八条第十六項に規定する関連当事者をいう。

二十八～三十一 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。 )として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号又は第六号において引用する場合を含む。 )に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ～ヘ (略)

ト 当該有価証券届出書の提出者の代表者が当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券届出書に添付しようとする場合における当該書面

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 前号ロから「へ」までに掲げる書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロから「へ」までに掲げる書類

ハ・ニ (略)

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ・ロ) (略)

へ (略)

三の二～七 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登

ロ 前号ロから「ト」までに掲げる書類

ハ (略)

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 第一号ロから「ト」までに掲げる書類

ハ・ニ (略)

ホ 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ・ロ) (略)

へ (略)

三の二～六 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登

録書

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ・ロ) (略)

ニ・ホ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(

録書

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ・ロ) (略)

ニ・ホ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ・ロ (略)

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合(

次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ) (口) (略)

二・ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ・ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(イ) (口) (略)

二・ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ・ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(イ・ロ) (略)

ト (略)

二 (略)

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(イ・ロ) (略)

ロ (略)

2 (略)

1 (有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等)

第十五条の三 令第三条の五第一項に規定する有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款

二 申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。次項において同じ。）の写し

(イ・ロ) (略)

ト (略)

二 (略)

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(イ・ロ) (略)

ロ (略)

2 (略)

(新設)

2 | 令第三条の五第二項に規定する数は、申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び当該直前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度すべての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数とする。

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。  
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ ホ (略)

(削る)

二 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。  
ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ ホ (略)

ハ 当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

二 (略)



2  
(略)

(確認書の記載内容等)

第十七条の五 法第二十四条の四の二第一項の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出すべき会社(指定法人を含む。)又は同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出する会社(指定法人を含む。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により確認書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 内国会社である場合 第四号の様式
- 二 外国会社である場合 第九号の様式

2| 外国会社が提出する確認書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

- 一 当該確認書に記載された当該外国会社の代表者が当該確認書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

- 二 当該確認書が、本邦内に住所を有する者に、当該確認書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

3| 前二項の規定は、法第二十四条の四の八(法第二十七条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する四半期報告書に係る確認書について準用する。

4| 第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の五の二(法第二十七

2  
(略)

(新設)

条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する半  
期報告書に係る確認書について準用する。

(四半期報告書の記載内容等)

第十七条の六 法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告  
書を提出すべき会社(指定法人を含む。)又は同条第二項(法第二  
十七条において準用する場合を含む。)の規定により四半期報告書  
を提出する会社(指定法人を含む。)は、次の各号に掲げる区分に  
応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書三通を作成し、財  
務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半  
期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸  
表については記載を要しない。

一 内国会社である場合 第四号の三様式

二 外国会社である場合 第九号の三様式

2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は  
、次の各号に掲げる事業とする。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に定める  
銀行業(同条第一項に定める銀行(同法第四十七条第一項の規定  
により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行  
を除く。)が行うものに限る。)及び同法第五十二条の二十一第  
一項に定める業務(同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が  
行うものに限る。)

二 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第一項に定める保険

(新設)

業（同条第二項に定める保険会社が行うものに限る。）

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四条に定める事業（同法第六条第一項第二号に規定する信用金庫連合会が行うものに限る。）

3 外国会社が提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 当該四半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該四半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該四半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（半期報告書の記載内容等）

第十八条（略）

（削る）

2 | （略）

一・二 （略）

（半期報告書の記載内容等）

2 | 内国会社が提出する半期報告書には、当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該半期報告書に添付しようとする場合には、当該書面を添付するものとする。

3 | （略）

一・二 （略）

(削る)

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2  
5  
4 (略)

三 当該半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を半期報告書に添付しようとする場合における当該書面

(有価証券通知書等の提出先)

第二十条 有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一・二 (略)

2  
5  
4 (略)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第二号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書                      (略)</p> <p>第一部・第二部                      第三部【提出会社の保証会社等の情報】                      第1【保証会社情報】                      1 (略)                      2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(72)                      (1)【保証会社が提出した書類】                      ① (略)                      ②【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】                      事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務                      (支) 局長に提出                      ③・④ (略)                      (2) (略)                      3 (略)                      第2・第3 (略)                      第四部 (略)                      (記載上の注意)                      (1)～(29) (略)                      (30) 業績等の概要                      a 最近連結会計年及び(55)のaただし書により<u>四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）</u>若しくは中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。                      なお、業績については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。                      b <u>連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）</u>若しくは中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下「最近事業年度等」という。）</p>	<p><b>第二号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書                      (略)</p> <p>第一部・第二部                      第三部【提出会社の保証会社等の情報】                      第1【保証会社情報】                      1 (略)                      2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(72)                      (1)【保証会社が提出した書類】                      ① (略)                      ②【<u>半期報告書</u>】                      事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務                      (支) 局長に提出                      ③・④ (略)                      (2) (略)                      3 (略)                      第2・第3 (略)                      第四部 (略)                      (記載上の注意)                      (1)～(29) (略)                      (30) 業績等の概要                      a 最近連結会計年度及び(55)のaただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。                      なお、業績については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載すること。                      b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(62)のaただし書により中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。</p>

<p>における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。</p> <p>(31)～(35) (略)</p> <p>(36) 主要な設備の状況</p> <p>a 最近連結会計年度末（(55)のaただし書により<u>四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、</u>中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。</p> <p>なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(62)のaただし書により<u>四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、</u>中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、aに準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(37)～(52-2) (略)</p> <p>(53) 経理の状況</p> <p>a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて<u>連結財務諸表、四半期連結財務諸表、</u>中間連結財務諸表、財務諸表、<u>四半期財務諸表及び中間財務諸表</u>（以下この号において「<u>連結財務諸表等</u>」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b <u>連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは</u>中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(54) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の<u>前連結会計年度分</u>を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(55)のaただし書、(56)のaただし書、(57)ただし書及び(58)ただし書により、<u>四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は</u>中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、(55)のa、(56)のa、(57)又は(58)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表、<u>四半期連結財務諸表及び</u>中間連結財務諸表の作成に当たっては、<u>連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び</u>中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行</p>	<p>(31)～(35) (略)</p> <p>(36) 主要な設備の状況</p> <p>a 最近連結会計年度末（(55)のaただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。</p> <p>なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(62)のaただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、aに準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(37)～(52-2) (略)</p> <p>(53) 経理の状況</p> <p>a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて<u>連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び</u>中間財務諸表（以下この号において「<u>連結財務諸表等</u>」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(54) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の<u>前連結会計年度分</u>を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(55)のaただし書、(56)のaただし書、(57)ただし書及び(58)ただし書により、<u>中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び</u>中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、(55)のa、(56)のa、(57)又は(58)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、<u>連結財務諸表規則及び</u>中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、<u>連結財務諸表及び</u>中間連結財務諸</p>
--	--

うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(55) 連結貸借対照表

a 最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る直近の四半期連結貸借対照表(特定事業会社(第17条の6第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。))が(b)に定める期間を経過した後に届出書を提出する場合は中間連結貸借対照表)を併せて掲げること。

(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過した日 当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間

(b) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間

(c) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

b (略)

(56) 連結損益計算書

a 最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(55)のaただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を、また、

表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること

c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(55) 連結貸借対照表

a 最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、1年を1連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

b (略)

(56) 連結損益計算書

a 最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。

<p>(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（<u>特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。</u>）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書を併せて掲げること。</p> <p>b (略)</p> <p>(57) 連結株主資本等変動計算書 最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。 ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（<u>特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。</u>）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(58) 連結キャッシュ・フロー計算書 最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。 ただし、(55)のaただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、<u>当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）</u>には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(59) (略)</p> <p>(60) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 <u>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度が開始した日以後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</u> <u>(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の連結会計年度が開始した日から3箇月を経過した日以後3箇月の業績の概要（特定事業会社の場合には、当該次の連結会計年度が開始した日以後6箇月の業績の概要）（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</u> <u>(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度が開始した日から6箇月を経過した日以後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なとき</u></p>	<p>b (略)</p> <p>(57) 連結株主資本等変動計算書 最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。 ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(58) 連結キャッシュ・フロー計算書 最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。 ただし、(55)のaただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(59) (略)</p> <p>(60) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---



は、当該形式により記載すること。)

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) (略)

c 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下この号において「最終四半期連結会計期間」という。))を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。

(a) 売上高

(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)

(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)

d (略)

(61) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、連結株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。)については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(62)のaただし書、(63)のaただし書、(64)ただし書及び(65)ただし書により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)を掲げる場合には、(62)のa、(63)のa、(64)及び(65)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(55)のaただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）当該次の連結会計年度開始後6箇月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) (略)

(新設)

c (略)

(61) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、連結株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。)については、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(62)のaただし書、(63)のaただし書、(64)ただし書及び(65)ただし書により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)を掲げる場合には、(62)のa、(63)のa、(64)及び(65)により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b 財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項、第24条の4の7第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明書を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

d～f (略)

(62) 貸借対照表

a 最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、四半期報告書を提出する会社(特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。(68)において同じ。)において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後届出書を提出する場合(特定事業会社(四半期連結財務諸表を作成していない会社は除く。))が(a)及び(c)に定める期間を経過した後届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期貸借対照表(特定事業会社が(b)に定める期間を経過した後届出書を提出する場合は、中間財務諸表)を併せて掲げること。

(a) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間

(b) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間

(c) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

b (略)

(63) 損益計算書

a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(62)のaただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書を、また、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げる場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。

b・c (略)

(64) 株主資本等変動計算書

最近2事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。

c 財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項若しくは第2項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明書を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

d～f (略)

(62) 貸借対照表

a 最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。

ただし、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過する日以後届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

b (略)

(63) 損益計算書

a 最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。

b・c (略)

(64) 株主資本等変動計算書

最近2事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。

<p>ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（<u>特定事業会社が中間貸借対照表を掲げる場合を含む。</u>）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(65) キャッシュ・フロー計算書  連結財務諸表を作成していない場合には、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。  ただし、(62)のaただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、<u>当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げる場合を含む。）</u>には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(66)・(67) (略)</p> <p>(68) その他  a (略)  b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(60)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。  <u>(a) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の事業年度が開始した日以後3箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）  <u>(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げる場合を含む。）を除く。）</u> 当該次の事業年度が開始した日から3箇月を経過した日以後3箇月の業績の概要（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）  <u>(c) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(62)のaただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の事業年度が開始した日から6箇月を経過した日以後3箇月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）  <u>(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(62)のaただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）  <u>(e) (略)</u>  c (略)  d <u>提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であ</u></p>	<p>ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(65) キャッシュ・フロー計算書  連結財務諸表を作成していない場合には、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。  ただし、(62)のaただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(66)・(67) (略)</p> <p>(68) その他  a (略)  b 1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、(60)のbに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。  (新設)  (新設)  (新設)  (a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7箇月から9箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（(62)のaただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6箇月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）  (b) (略)  c (略)  (新設)</p>
---	---

<p>つて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期会計期間（当該事業年度の最後の四半期会計期間（以下この号において「最終四半期会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) <u>税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</u></p> <p>(c) <u>四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</u></p> <p>(d) <u>1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第71条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）をいう。）</u></p> <p>e (略)</p> <p>(69)～(71) (略)</p> <p>(72) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される<u>四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）</u>、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(73)～(80) (略)</p>	<p>d (略)</p> <p>(69)～(71) (略)</p> <p>(72) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(73)～(80) (略)</p>
---	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a～c (略)</p> <p>d (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(a) <u>四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の6第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の連結会計年度が開始した日以後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) <u>四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結財務諸表を掲げた場合を含む。）を除く。）</u> 当該次の連結会計年度が開始した日から3月を経過した日以後3月の業績の概要（特定事業会社の場合には、当該次の連結会計年度が開始した日以後6月の業績の概要）（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(c) <u>四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね9月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の連結会計年度が開始した日から6月を経過した日以後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(d) <u>半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）</u> 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(e) (略)</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a～c (略)</p> <p>d (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(a) 最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b) (略)</p>

e (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社は除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度が開始した日以後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) 四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね6月を経過した日から提出期間を経過するまでの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。） 当該次の事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月の業績の概要（特定事業会社の場合には、当該次の事業年度が開始した日以後6月の業績の概要）（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社は除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね9月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d) 半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e) (略)

f・g (略)

(2) 組込情報  
次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a (略)

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあつては、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書

(3) (略)

e (2)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社においては、次の(a)及び(b)に掲げる場合に応じ、当該(a)及び(b)に掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(a) 最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね7月から9月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後6月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b) (略)

f・g (略)

(2) 組込情報  
次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

a (略)

b aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあつては、当該半期報告書

c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書

(3) (略)

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(1)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p>	<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(1)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>第四部【提出会社の保証会社等の情報】(48)</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務 (支)局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第三部 (略)</p> <p>第四部【提出会社の保証会社等の情報】(48)</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【半期報告書】 事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務 (支)局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>



企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	平成19年4月13日より公表中のパブリックコメント案
<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第三部</p> <p>第四部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日__財務 務（支）局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>第六部【組織再編成対象会社情報】(10)</p> <p>第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】</p> <p>(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日__財務 務（支）局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第三部</p> <p>第四部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日__財務 （支）局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>第六部【組織再編成対象会社情報】(10)</p> <p>第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】</p> <p>(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【半期報告書】 事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日__財務 （支）局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	平成19年4月13日より公表中のパブリックコメント案
<p>第二号の七様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略)</p> <p>第五部【組織再編成対象会社情報】</p> <p>第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】</p> <p>(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日 財務 （支）局長に提出</p> <p>②【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）平成 年 月 日 財務 （支）局長に提出</p> <p>③【臨時報告書】</p> <p>①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出</p> <p>④【訂正報告書】</p> <p>訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に 財務（支）局長に提出</p> <p>(2)【上記書類を縦覧に供している場所】</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第二号の七様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第四部 (略) (新設)</p> <p>第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(51)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(38)</p> <p>(39) その他</p> <p>a (略)</p> <p><u>b</u> 第二号様式記載上の注意(60)のcに準じて記載すること。</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(40)～(46)</p> <p>(47) その他</p> <p>a (略)</p> <p><u>b</u> 第二号様式記載上の注意(68)のdに準じて記載すること。</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(49) (略)</p> <p>(49-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(51)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(38)</p> <p>(39) その他</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(40)～(46)</p> <p>(47) その他</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p>(49) (略)</p> <p>(49-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p>

<p>(50) (略)</p> <p>(51) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の<u>四半期報告書又は</u>半期報告書が提出されている場合には、当該<u>四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）</u>又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る<u>四半期報告書又は</u>半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、<u>四半期報告書</u>、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(52)～(56) (略)</p>	<p>(50) (略)</p> <p>(51) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(52)～(56) (略)</p>
--	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第三号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 確認書</p> <p>【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第 項</p> <p>【提出先】 _____財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【会社名】（2） _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】（3） _____</p> <p>【最高財務責任者の役職氏名】（4） _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】（5） 名称 _____（所在地）</p> <p>1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】（6）</p> <p>2 【特記事項】（7） （記載上の注意）</p> <p>（1） 一般的事項</p> <p>  a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。</p> <p>  b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>（2） 会社名</p> <p>  提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。</p> <p>（3） 代表者の役職氏名</p> <p>  法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代表者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。</p> <p>（4） 最高財務責任者の役職氏名</p> <p>  会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。</p> <p>  法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。</p> <p>（5） 縦覧に供する場所</p> <p>  公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>（6） 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項</p> <p>  a 確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、確認した有価証券報告書が</p>	<p>（新設）</p>

<p>訂正報告書である場合には、その旨を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>b 代表者及び最高財務責任者（会社が（４）にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。）が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。</li><li>c 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。</li></ul> <p>（７） 特記事項</p> <p>確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>（８） 読替え</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。</li><li>b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。</li></ul>	
---	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p><b>第四号の三様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書</p> <p>【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第__項</p> <p>【提出先】 _____財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）</p> <p>【会社名】（2） _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】（3） _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】（4） <u>名称</u> <u>（所在地）</u></p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1【企業の概況】</p> <p>1 【主要な経営指標等の推移】（5）</p> <p>2 【事業の内容】（6）</p> <p>3 【関係会社の状況】（7）</p> <p>4 【従業員の状況】（8）</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1 【生産、受注及び販売の状況】（9）</p> <p>2 【経営上の重要な契約等】（10）</p> <p>3 【財政状態及び経営成績の分析】（11）</p> <p>第3【設備の状況】（12）</p> <p>第4【提出会社の状況】</p> <p>1 【株式等の状況】</p> <p>(1) 【株式の総数等】（13）</p> <p>① 【株式の総数】</p>	<p>(新設)</p>



種 類	発行可能株式総数 (株)
計	

②【発行済株式】

種 類	第 四半期会計期間末 現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商 品取引所名 又は登録認 可金融商品 取引業協会 名	内 容
計			-	-

(2)【新株予約権等の状況】(14)

	第 四半期会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権 の数		
新株予約権の目的となる株式の種 類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権 の交付に関する事項		

(3)【ライツプランの内容】(15)

決議年月日	
付与対象者	

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 (16)

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(円)	資本金残高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【大株主の状況】 (17) 年 月 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】 (18)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	

議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】 年 月 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数 (株)	他人名義 所有株式 数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計	—				

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】(19)

月 別									
最高(円)									
最低(円)									

3【役員の状況】(20)

第5【経理の状況】(21)

1【四半期連結財務諸表】(22)

- (1)【四半期連結貸借対照表】(23)
- (2)【四半期連結損益計算書】(24)
- (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】(25)

2【その他】(26)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

- 1【保証の対象となっている社債】(33)
- 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務  
(支) 局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（平成 年 月 日）までに、臨時報告書を平成 年 月 日に\_\_\_財務（支）局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を平成 年 月 日に\_\_\_財務（支）局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (35)

第2 【保証会社以外の会社の情報】 (36)

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】 (37)

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2 【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- c 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- e この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(4) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の6第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(e)、(f)、(g)、(l)、(p)及び(q)については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(m)、(n)及び(o)については、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

(a) 売上高

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額

(d) 当期純利益金額又は当期純損失金額

(e) 純資産額

(f) 総資産額

(g) 1株当たり純資産額（四半期連結財務諸表規則第59条及び連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(h) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(i) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(j) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

(k) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(l) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸

表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。

)

- (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (p) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
  - (q) 従業員数
- b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下この様式において「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期会計期間及び当四半期累計期間、当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。）及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、(t)及び(u)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(q)、(r)及び(s)については、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。
- (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
  - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
  - (f) 資本金
  - (g) 発行済株式総数
  - (h) 純資産額
  - (i) 総資産額
  - (j) 1株当たり純資産額（四半期財務諸表等規則第52条及び財務諸表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
  - (k) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
  - (l) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (m) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）
  - (n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(o) 1株当たり配当額(会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当(同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。)をいう。)

(p) 自己資本比率(四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

(q) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(r) 投資活動によるキャッシュ・フロー

(s) 財務活動によるキャッシュ・フロー

(t) 現金及び現金同等物の四半期期末残高又は期末残高

(u) 従業員数

c 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間)である場合には、第五号様式の記載上の注意(4)に準じて記載すること。

#### (6) 事業の内容

当四半期連結会計期間において、提出会社及び提出会社の親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社(以下この様式において「関係会社」という。)において営まれている事業の内容について、重要な変更があつた場合には、その内容を記載すること。

なお、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

#### (7) 関係会社の状況

a 当四半期連結会計期間において、提出会社の関係会社(重要性の乏しい関係会社を除く。以下この号において同じ。)に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となつた会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。)について記載すること。

なお、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

b 住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

c 関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合

を内書きとして記載すること。

d 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。

e 新たに関係会社となった会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f 新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨

(b) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨

(c) 四半期連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下この号において同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d) 四半期連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(8) 従業員の状況

a 当四半期連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。また、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があつた場合には、事業の種類別セグメントに関連づけて、その事情及び内容を記載すること。

(9) 生産、受注及び販売の状況

a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「財政状態及び経営成績の分析」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同四半期会計期間と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。

c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があつた場合、



季節の変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載すること。

- d 主要な販売先がある場合には、前年同四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(10) 経営上の重要な契約等

- a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この号において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠、並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- b 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があつた場合には、その内容を記載すること。
- d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠、並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること
- e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含

む。)及びその算定根拠、並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社(吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。)又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(11) 財政状態及び経営成績の分析

a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容(次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(a) 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この号において同じ。)における種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー(四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー(四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー)の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。

(b) 当四半期連結会計期間において、連結会社(四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があつた場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下この様式において「基本方針」という。)を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項。

(c) 当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)に重要な変更があつた場合には、事業の種類別セグメントに関連付けた内容。

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(12) 設備の状況

a 主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)について、当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この号において同じ。)において重要な異動があつた場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載し、当四半期連結会計期間において主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があつた場合には、その内容を記載すること。

b 前四半期連結会計期間末(当該四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合には前連結会計年度末。以下この号において同じ。)において計画中であつた重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があつた場合には、事業の種類別セグメントに関連付けて、変更の内容を記載し、当該四半期連結会計期間において完了したもの

がある場合には、その旨及び完了年月を記載すること。

- c 当四半期連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(13) 株式の総数等

- a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があつた場合には、その旨、その決議があつた日、株式数が増（減）した日、増（減）株式数及び増（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。

- b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類を記載し、その種類ごとに株式の具体的な内容を欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条項付株式については取得の対価及び取得事由、全部取得条項付種類株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限株式については会社が譲渡を承認したとみなす場合の条件、議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権付株式については種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を含めて欄外に記載すること。

なお、ある種類の株式の内容として、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨定款で定めた場合には、欄外にその旨記載すること。

また、無議決権株式又は議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。

- c 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下c、(14)及び(15)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものにより、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載

<p>すること。</p> <p>e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の状況」から「(5) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。</p> <p>f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(4) 大株主の状況」から「2 株価の推移」までにおいて同じ。）。</p> <p>(14) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。</p> <p>c 旧転換社債等を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。</p> <p>e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>f 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。</p> <p>(15) ライツプランの内容</p> <p>a 「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「第3 財政状態及び経営成績の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によつて当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。</p> <p>b 「ライツプランの内容」の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。</p> <p>(16) 発行済株式総数、資本金等の状況</p> <p>a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。</p> <p>b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態(有</p>	
---	--

債・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等)、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。

(17) 大株主の状況

- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

- b 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

- c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

- d 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間(第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。)である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。

- e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合(法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。)であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(18) 議決権の状況

- a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式(単元未満株式を除く。eにおいて同じ。)の総数及び内容を記載すること。

- c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記

載すること。

d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(19) 株価の推移

a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所を注記すること。

b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。

c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(20) 役員状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日までに役員に異動があった場合に記載すること。

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役等に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

なお、相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の記載を要しない。

c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

d 役員の役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。

e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によつて選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

(21) 経理状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（以下この号において「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載するこ

と。

- c 提出会社が特定事業会社であつて、(31)及び(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この号において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- d 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。  
なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

(22) 四半期連結財務諸表

- a 四半期連結貸借対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。
- b 四半期連結損益計算書については、四半期連結累計会計期間に係るもの（前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）及び四半期連結会計期間に係るもの（前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）を記載すること。
- c 四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。
- d 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- e 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(23) 四半期連結貸借対照表

- a 当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げて比較すること。
- b 大科目について、その構成比を示すこと。

(24) 四半期連結損益計算書

- a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。
- b 当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間又は第3四半期連結会計期間である場合には、記載を要しない。

- c a、bいずれも大科目について、売上高を100とした百分比を示すこと。

(25) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(26) その他

- a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

- b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があつたときは、その概要を記載すること。

- c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があつたときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。

- d 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を記載すること。

(27) 四半期財務諸表

- a 四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

- b 四半期貸借対照表については、当四半期会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、要約貸借対照表(有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表の右側に配列して記載すること。

- c 四半期損益計算書については、四半期累計期間に係るもの(前年同四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)を左側に、四半期会計期間に係るもの(前年同四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)を右側に配列して記載すること。

- d 四半期キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期累計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

- e 四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

- f 四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の



規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(28) 四半期貸借対照表

- a 当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表を併せて掲げて比較すること。
- b 大科目について、その構成比を示すこと。

(29) 四半期損益計算書

- a 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。
- b 当四半期会計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。

ただし、提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第2四半期会計期間又は第3四半期会計期間である場合には、記載を要しない。

- c a、bいずれも大科目について、売上高を100とした百分比を示すこと。

(30) 四半期キャッシュ・フロー計算書

当四半期累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(31) その他

- a 当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

- b 当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があつたときは、その概要を記載すること。
- c 当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があつたときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- d 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、第3四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形成により記載すること。

(32) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(22)から(32)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キ

キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書の形成により「2 その他」（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形成により「4 その他」）に記載すること。

(33) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(34) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(35) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下この号において「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であつて、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。

- (a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（(b)及び(c)において「提出期間」という。）を経過した日 当該事業年度が開始した日以後3月間
- (b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間
- (c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間
- なお、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(36) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は当四半期会計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期会計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(37) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第五号様式</b> 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(35)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出 ②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(36)～(40) (略)</p>	<p><b>第五号様式</b> 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(35)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出 ②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(36)～(40) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(23)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(23)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】 事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第七号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書                      (略)</p> <p>第一部・第三部 (略)                      第三部【提出会社の保証会社等の情報】                      第1【保証会社情報】                      1 (略)                      2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(56)                      (1)【保証会社が提出した書類】                      ① (略)                      ②【四半期報告書又は半期報告書】                      事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務                      (支)局長に提出                      ③・④ (略)                      (2) (略)                      3 (略)                      第2・第3 (略)                      第四部 (略)                      (記載上の注意)                      (1)～(48) (略)                      (49) 財務書類                      a (略)                      b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。                      ただし、<u>四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して次の(a)から(c)までに定める期間を経過した後に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る直近の四半期財務書類をも掲げること。</u>  <u>(a) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して3箇月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（以下この号において「提出期間」という。）を経過した日 当該次の事業年度の最初の四半期会計期間</u>  <u>(b) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して6箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間</u>  <u>(c) 最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9箇月を経過した日以後提出期間を経過した日 当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間</u>                      また、<u>半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事</u></p>	<p><b>第七号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 有価証券届出書                      (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)                      第三部【提出会社の保証会社等の情報】                      第1【保証会社情報】                      1 (略)                      2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(56)                      (1)【保証会社が提出した書類】                      ① (略)                      ②【半期報告書】                      事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務                      (支)局長に提出                      ③・④ (略)                      (2) (略)                      3 (略)                      第2・第3 (略)                      第四部 (略)                      (記載上の注意)                      (1)～(48) (略)                      (49) 財務書類                      a (略)                      b 財務書類は、最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のものを掲げること。                      ただし、1年を1事業年度とする会社が最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間財務書類をも掲げること。</p>

<p>業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合には、当該<u>次の事業年度</u>に係る中間財務書類をも掲げること。</p> <p>(50)</p> <p>(51) その他</p> <p>a ・ b (略)</p> <p>c <u>第二号様式記載上の注意(60)のc又は(68)のdに準じて記載すること。</u></p> <p>d (略)</p> <p>(52)～(54) (略)</p> <p>(54-2) その他の参考情報</p> <p>a ・ b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、四半期報告書、</u>半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(55) (略)</p> <p>(56) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される<u>四半期報告書</u>（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、四半期報告書、</u>半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(57)～(64) (略)</p>	<p>(50)</p> <p>(51) その他</p> <p>a ・ b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c (略)</p> <p>(52)～(54) (略)</p> <p>(54-2) その他の参考情報</p> <p>a ・ b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、</u>半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(55) (略)</p> <p>(56) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>d 「④ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、</u>半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(57)～(64) (略)</p>
--	---

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第七号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組込情報 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (a)の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に<u>四半期報告書又は半期報告書</u>を提出している場合にあつては、当該<u>四半期報告書</u>（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書</p> <p>(c) (a)の有価証券報告書又は(b)の<u>四半期報告書若しくは半期報告書</u>に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書</p> <p>(d) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第七号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組込情報 次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) (a)の有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあつては、当該半期報告書</p> <p>(c) (a)の有価証券報告書又は(b)の半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあつては、当該訂正報告書</p> <p>(d) (略)</p> <p>(4) (略)</p>



企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(1)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>、<u>半期報告書</u>又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p>	<p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(1)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部・第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>c・d (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	平成19年4月13日より公表中のパブリックコメント案
<p>第七号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第三部</p> <p>第四部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務 (支)局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第五部・第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第七号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部～第三部</p> <p>第四部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>① (略)</p> <p>②【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務 (支)局長に提出</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第五部・第六部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(38)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務 (支) 局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(32)</p> <p>(33) その他</p> <p>a (略)</p> <p>b 第七号様式記載上の注意(51)のcに準じて記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(34)～(36) (略)</p> <p>(36-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、<u>四半期報告書</u>、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(37) (略)</p> <p>(38) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添</p>	<p>第八号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【提出会社の保証会社等の情報】</p> <p>第1【保証会社情報】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(38)</p> <p>(1)【保証会社が提出した書類】</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務 (支) 局長に提出</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(32)</p> <p>(33) その他</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(34)～(36) (略)</p> <p>(36-2) その他の参考情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</p> <p>(37) (略)</p> <p>(38) 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添</p>

<p>付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の<u>四半期報告書又は半期報告書</u>が提出されている場合には、当該<u>四半期報告書</u>（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る<u>四半期報告書又は半期報告書</u>が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p> <p>c （略）</p> <p>d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、<u>四半期報告書</u>、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(39)～ (43) （略）</p>	<p>付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。</p> <p>c （略）</p> <p>d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。</p> <p>(39)～ (43) （略）</p>
---	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p><b>第九号の二様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 確認書  <b>【根拠条文】</b> 金融商品取引法第24条の4の2第 項  <b>【提出先】</b> 関東財務局長  <b>【提出日】</b> 平成 年 月 日  <b>【会社名】（2）</b> _____  <b>【代表者の役職氏名】（3）</b> _____  <b>【最高財務責任者の役職氏名】（4）</b> _____  <b>【本店の所在の場所】</b> _____  <b>【代理人の氏名又は名称】（5）</b> _____  <b>【代理人の住所又は所在地】</b> _____  <b>【縦覧に供する場所】（6）</b> <u>名称</u>  <u>（所在地）</u></p> <p>1 <b>【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】（7）</b>                  2 <b>【特記事項】（8）</b>                  （記載上の注意）                  （1） 一般的事項                      a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。                      b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。                  （2） 会社名                      原語名を括弧内に記載すること。                  （3） 代表者の役職氏名                      法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代表者が署名すること。                  （4） 最高財務責任者の役職氏名                      会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。                      法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が署名すること。                  （5） 代理人の氏名又は名称                      本邦内に住所を有する者であつて、確認書の提出に関する一切の行為につき確認書提出外国会社を代理する権限を有するもの（以下この（5）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5</p>	<p>（新設）</p>

<p>第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。</p> <p>(6) 縦覧に供する場所 公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(7) 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項</p> <p>a 確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、確認した有価証券報告書が訂正報告書である場合には、その旨を明記すること。</p> <p>b 代表者及び最高財務責任者（会社が（4）にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。）が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。</p> <p>c 確認を行った有価証券報告書の記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。</p> <p>(8) 特記事項 確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。</p> <p>(9) 読替え</p> <p>a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。</p> <p>b 提出者が、半期報告書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。</p>	
---	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p><b>第九号の三様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書</p> <p>【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第__項</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）</p> <p>【会社名】（2） _____</p> <p>【代表者の役職氏名】（3） _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>（4） _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】（5） _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】（6） <u>名称</u> <u>（所在地）</u></p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1【本国における法制等の概要】（7）</p> <p>第2【企業の概況】</p> <p>1【主要な経営指標等の推移】（8）</p> <p>2【事業の内容】（9）</p> <p>3【関係会社の状況】（10）</p> <p>4【従業員の状況】（11）</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1【生産、受注及び販売の状況】（12）</p> <p>2【経営上の重要な契約等】（13）</p> <p>3【財政状態及び経営成績の分析】（14）</p> <p>第4【設備の状況】（15）</p> <p>第5【提出会社の状況】</p>	<p>（新設）</p>

1 【株式等の状況】

【株式の総数等】(16)

① 【株式の総数】

授権株数 (株)	発行済株式総数 (株)	未発行株式数 (株)

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
計	—		—

(2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(17)

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高	資本金増減額	資本金残高

(3) 【大株主の状況】(18)

年 月 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】(19)

月 別									
最高(円)									



最低(円)									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 3 【役員の状況】 (20)
- 第6 【経理の状況】 (21)
- 1 【四半期財務書類】 (22)
- 2 【その他】 (23)
- 第7 【外国為替相場の推移】 (24)

1 【当該四半期中における月別為替相場の推移】

月別			
最高(円)			
最低(円)			
平均(円)			

2 【最近日の為替相場】

円 (年 月 日)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】 (25)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (26)

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日\_\_財務  
(支) 局長に提出

② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日 (平成 年 月 日) までに、臨時報告書を平成 年  
月 日に\_\_財務 (支) 局長に提出

③ 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 〃 の訂正報告書) を平成 年 月 日に\_\_財務 (支) 局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (27)

第2 【保証会社以外の会社の情報】 (28)

- 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】 (29)

- 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

## 2 【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

### (1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
  - b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
  - c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
  - d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
  - e 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
  - f 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
  - g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
    - (a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社と連結子会社を連結したものについて記載すること。
    - (b) 有価証券報告書に財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
    - (c) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
      - ① 財務諸表等規則第127条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあつては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあつては(b)に準じて記載すること。
      - ② 財務諸表等規則第127条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
  - h この様式において、「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。
- (2) 会社名  
原語名を括弧内に記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名  
四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- (4) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(※)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(5) 連絡者の氏名

本邦内に住所を有する者であつて、関東財務局長から指示又は連絡を受けているものの氏名を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 本国における法制等の概要

当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があつた場合には、その概要を記載すること。

(8) 主要な経営指標等の推移

第四号の三様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(9) 事業の内容

第四号の三様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。

(10) 関係会社の状況

第四号の三様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(11) 従業員の状況

第四号の三様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。

(12) 生産、受注及び販売の状況

第四号の三様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(13) 経営上の重要な契約等

第四号の三様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(14) 財政状態及び経営成績の分析

第四号の三様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(15) 設備の状況

第四号の三様式記載上の注意(12)に準じて記載すること。

(16) 株式の総数等

第七号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(17) 発行済株式総数、資本金等の状況

a 当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、資本金の増減については、その増減の金額が当四半期会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四

半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 新株予約権を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。

(18) 大株主の状況

a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間（第1四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。以下この号において同じ。）の翌四半期会計期間をいう。以下この号において同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b 第2四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。

c 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

(19) 株価の推移

第七号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。

(20) 役員の場合

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日まで役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、所有株式数及び就任年月日を記載すること。

c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

d 役員の場合の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。

(21) 経理の場合

四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条第1項から第3項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(22) 四半期財務書類

a 次の四半期財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第85

条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。（以下(b)において同じ。）

- ① 当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合 四半期連結財務諸表
- ② 当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合 四半期財務諸表
- ③ 当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合 四半期連結財務諸表

(b) 四半期財務諸表等規則第85条第3項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。

b 当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類を掲げて比較すること。

なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表（有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。）をも掲げること。

(23) その他

a 当該四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものであるについては、記載を要しない。

b 当四半期会計期間に営業その他に重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

(24) 外国為替相場の推移

四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

(25) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(26) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出

される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(27) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となつており、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下この号において「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であつて、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。

(a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（(b)及び(c)において「提出期間」という。）を経過した日 該当事業年度が開始した日以後3月間

(b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間

(c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間

(28) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載するこ

<p>と。</p> <p>(29) 指数等の情報</p> <p>提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。</p>	
---	--

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第十号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 半期報告書            第一部（略）            第二部【提出会社の保証会社等の情報】            第1【保証会社情報】            1（略）            2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(29)                (1)【保証会社が提出した書類】                    ①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】                        事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)                        局長に提出                    ②・③（略）                (2)（略）            3（略）            第2・第3（略）            (記載上の注意)            (1)～(28)（略）            (29) 継続開示会社たる保証会社に関する事項                a（略）                b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。                    なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。                c（略）                d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。            (30)～(34)（略）</p>	<p><b>第十号様式</b>  <b>【表紙】</b>  <b>【提出書類】</b> 半期報告書            第一部（略）            第二部【提出会社の保証会社等の情報】            第1【保証会社情報】            1（略）            2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(29)                (1)【保証会社が提出した書類】                    ①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】                        事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)                        局長に提出                    ②・③（略）                (2)（略）            3（略）            第2・第3（略）            (記載上の注意)            (1)～(28)（略）            (29) 継続開示会社たる保証会社に関する事項                a（略）                b 本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。                    なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。                c（略）                d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。            (30)～(34)（略）</p>



企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第十一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p><b>第十一号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部 【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支)</p> <p>局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第十二号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告者が、<u>有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p><b>第十二号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(7)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告者が、<u>有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(8) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(5)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(5)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第十四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d</p> <p>(9) (略)</p>	<p><b>第十四号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(8)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p>a (略)</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(9) (略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長 に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p><b>第十五号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部【参照情報】（7）</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1（略）</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日） 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2・第3（略）</p> <p>第三部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（略）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）参照情報</p> <p>a（略）</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d（略）</p> <p>（8）（略）</p>	<p><b>第十五号様式</b></p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録追補書類番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部【参照情報】（7）</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1（略）</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日） 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4（略）</p> <p>第2・第3（略）</p> <p>第三部（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>（略）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）参照情報</p> <p>a（略）</p> <p>b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、<u>有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのか</u>を付記すること。</p> <p>c・d（略）</p> <p>（8）（略）</p>